

平成19年度 第5回  
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成19年7月5日(木)午後1時30分  
場 所 青梅市教育センター会議室

## 第5回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成19年7月5日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

1 教育委員長開会および開議宣言

2 会議録署名委員の指名

3 報告事項

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

4 協議事項

5 議案審議

議案第6号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

議案第7号 教員の服務事故の内申について[追加議案・非公開]

6 委員長閉議および閉会

教育長報告（再掲）

1 議会報告

2 平成19年度青梅市立小中学校特別支援学級教科用図書採択要領について（指導室）

3 平成18年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について（教育指導担当）

4 青梅市学校給食会役員の改選について（学校給食センター）

5 美術作品の寄贈について（美術館管理課）

6 青梅市民会館および青梅市総合体育館嘱託職員取扱要綱等の一部改正について（体育課、青梅市民センター）

7 青梅市営水泳場における安全対策基準の制定について（体育課）

8 小曾木市民センターの臨時休館について（小曾木市民センター）

9 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 社会教育委員会議会議録（社会教育課）

イ 市民センター運営委員会会議録（長淵、小曾木、新町）

(2) 事業等実施予定

ア 水泳場の開場について（体育課、梅郷、沢井）

イ 第48回市民体育大会について（体育課）

(3) 事業等実施結果

ア 平成19年度学校基本調査結果について（総務課）

イ 第60回都民体育大会（春季大会）の結果について（体育課）

ウ 宝くじスポーツフェア「はつらつママさんバレーボール in Ome」の結果について（体育課）

10 その他

協議事項（再掲）

- 1 青梅市学校規模適正化検討委員会設置要綱の制定について（総務課）
- 2 青梅市立学校施設耐震改修検討委員会設置要綱の制定について（施設課）
- 3 図書館の休館について（中央図書館管理課）
- 4 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について（体育課）

出席委員	教育委員会委員長	阿部郁子
	教育委員会委員	買手屋仁
	教育委員会委員	松永勇
	教育委員会委員	小野具彦
	教育委員会委員	小池誠

出席説明員	教育長（再掲）	小池誠
	学校教育部長	山崎雄一
	社会教育部長	新井光昭
	総務課長	清水宏
	施設課長	大越久雄
	指導室長	宇田剛
	教育指導担当主幹	船山徹
	給食センター所長	市川民夫
	社会教育課長	山下正義
	郷土博物館管理課長	久保田正寿
	中央図書館管理課長	上岡高史
	体育課長	地引静雄
	青梅市民センター所長	栗原博
	長淵市民センター所長	福田政倫
	大門市民センター所長	加藤研
	梅郷市民センター所長	高橋昇
	沢井市民センター所長	市川芳幸
	小曾木市民センター所長	栗原秀二
	成木市民センター所長	池田英喜
	新町市民センター所長	中倉伸明
東青梅市民センター所長	大場護勝	
河辺市民センター所長	大谷宣雄	
今井市民センター所長	英光一	

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	太田進也
	美術担当主査	石田治郎

## 日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 こんにちは。それでは、定刻になりましたので会議を始めたいと思います。  
本日の定例会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。  
これより、平成 19 年度第 5 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。

## 日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には松永委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、4 月 19 日の第 1 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場で御承認をいただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 御異議がないようでございますので、第 1 回定例会の会議録については御承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第 2 回および第 3 回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと思います。

【委員長】 次に、本日、議案が 1 件、追加とのことです。

つきましては、本日の日程に議案第 7 号を追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第 7 号を追加いたします。

## 日程第3 報告事項

### (1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、各委員からの報告がありましたらお願いします。

【委員】 6 月 22 日に青梅市小学校音楽会がございまして、委員長、教育長、それから私で鑑賞させていただきました。私は初めて参加させていただきましたが、大変驚きました。これだけの立派な、内容の充実した音楽会が実施できるということは、青梅市の子どもたちに力があるという事がよくわかりました。それぞれの学校が非常に特色を持っていました。全体としてバランスのいい音楽会だったなということを強く感じました。

終わった後、指導主事の先生に、これだけの音楽の成果があげられる子どもたちは、資質的に優れているのではないかなと思ひまして、他の学力の面でもやはり引き出してあげなくてはなら

ないのではないかと申し上げましたら、指導主事の先生もうなずいていらっしゃいました。これから力を入れて頑張っていかなければいけないと、その日、思いました。ありがとうございました。

【委員長】 はい、ありがとうございました。私も同意見でございました。

では、ほかの委員からなければ次に進みます。よろしいでしょうか。

以上で、委員長報告は終了いたします。

## (2)教育長報告

### 1 議会報告

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、議会報告について、説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 報告資料1になります。平成19年第3回青梅市議会（定例会）を報告させていただきますと思います。

この定例会の会期は、平成19年6月9日(土)から6月22日(金)までの14日間でございます。

まず、6月9日の本会議では、議案14件、認定2件および陳情1件の審議が行われ、即決案件としては議案8件につきまして原案どおり可決され、認定2件も原案どおり同意されております。そして、委員会付託案件としては議案6件、陳情1件でございました。

次に、一般質問でございますが、6月11・12日の2日間にわたり、全体では10人の議員から質問をいただいたところでございます。その一般質問の中で竹内市長におかれましては、3選に出馬することを表明した、ということでございます。

まず、学校教育部関係の主な内容につきまして報告をさせていただきたいと存じます。

まず相川議員からでございますが、特別な支援が必要な子どもの部活動につきまして、青梅市教育委員会の考え方や部活動への参加状況について質問いただいたほか、個別指導計画における部活動の位置づけとコーディネーターの果たす役割、さらには地域人材の活用について質問いただきました。教育長から、部活動は学年・学級の枠を超えて生徒が自主的・自発的に集い、人間関係の大切さや専門的な知識・技能を学ぶ場所であり、生徒たちの「生きる力」の育成につながる。教育委員会は平成19年度教育委員会基本方針や青梅市教育推進プランに部活動の振興を位置づけていると答弁するほか、記載のとおり答弁させていただきました。

次に2回目の質問でございますが、受け入れ体制の整備や生徒の希望や声に対応していないのではないかと質問がございましたが、教育長から障害のある生徒の望ましい放課後の過ごし方は、その生徒を取り巻く状況によって一人一人違って来る。部活動に参加することが適当である生徒は現在参加していると答弁しております。

次に3回目の質問ですが、一般の部活動への参加について、受け入れを明文化する必要があるのではないかと質問がございましたが、教育長から一人一人の教育的ニーズにあわせ、一般の部活動に参加することが適当であれば参加しているなど、記載のとおり答弁をしているところで

ございます。

さらに4回目の質問でございますが、霞台中学校における部活動への参加状況や外部人材の活用について質問がございました。教育長から、参加状況や外部指導員の活用について、記載のとおり答弁したほか、個々の内容については個別対応として相談等を受けていくと答弁をされたところでございます。

次に3ページでございますが、山井議員から、新町の大型マンション等建設に伴う諸課題について、当面の児童の受け入れ対策や今後の児童数の予測とマンモス校解消対策について質問がございました。教育長から、21年度以降の児童数、学級数の推計値を答弁したほか、大規模校の解消策は学校規模の適正化の方針について、後期基本計画の作成にあわせ検討していくと答弁したところでございます。

次に2回目の質問では、推計よりも児童数が多くなった場合の対応策について質問がございました。教育長から、現有の教室を超過する場合には、転用や増築等も視野に入れながら検討していくなど、記載のとおり答弁をさせていただいております。

次に3回目の質問でございますが、新町小学校を適正な規模にするため、新設校を考えているかとの質問がございました。これにつきましては、市長から、当面は現在の対応で取り組み、新設については地域の動向を見きわめて判断すると答弁したところでございます。

次に、藤野議員でございます。特別支援教育の拡充について、各学校の実態、待機児童の有無、特別支援学級新設の今後の計画、支援スタッフの体制、「青梅市特別支援教育実施計画説明会」の内容と市民の意見について質問をいただくほか、都立青梅東学園養護学校(仮称)の新設計画について質問がございました。教育長から、特別支援学級は待機児童・生徒はいない。青梅市特別支援教育実施計画説明会では、教員や保護者など78人の参加を得た。また、アンケートでは、本実施計画の円滑な推進を望む声、具体的な支援の内容や対象となる児童・生徒について詳しく知りたいとの声があった。都立青梅東学園養護学校(仮称)については、開設準備室が設置され、平成21年4月に知的障害教育部門、肢体不自由教育部門の開設が予定されているなど、記載のとおり答弁をさせていただいております。

次に2回目の質問でございますが、若草小学校の特別支援学級への入級状況、二小や新町小の設置予定、中学校にも支援スタッフを毎日派遣すべきではないか、また青梅東学園養護学校(仮称)の開設についての詳細はなど、質問をいただきました。教育長から、若草小学校の特別支援学級に人数が多いことが理由となって入級ができないという事実はない。特別支援学級の設置では、実施計画で示した構想を踏まえ、第二小学校、新町小学校も含め検討している。また、青梅東学園養護学校(仮称)については、昨日、地域住民への工事説明があったと聞いたが、東京都教育委員会からは青梅市教育委員会への正式な説明がない。連携を図って事業を進めるよう都教委へ申し入れをしたところであるなど、記載のとおり答弁をさせていただきました。

次に3回目になりますけれども、質問では、第二小学校の改築工事にあたり、特別支援学級の設置予定や青梅市の特別支援教育について市民に周知していく必要があるのではないかとというよ

うな質問がございました。教育長から、特別支援教育基本計画の中間報告を広く市民に示して意見を得た上で、基本計画および実施計画を策定した。さらに、担当が地域に出向き、意見交換会や説明会を実施している。本年度も市民向けの説明会を予定していると、記載のとおり答弁をしたところでございます。

次に恐縮ですが、9ページをお開き願います。6月14日には建設水道委員会が開催されたところでございます。陳情19第3号(仮称)グランシティ青梅新町マンション計画に関する陳情でございまして、質疑のうち学校教育部関係につきまして御報告をさせていただきたいと存じます。なお、少し補足いたしますと、この計画は新町の東部に432戸を3期に分けて建設をしようとする内容でございます。

藤野委員から、新町小学校の児童数の増について質疑をいただき、今後の児童数の推移など記載のとおり答弁をさせていただきました。

次に10ページをご覧くださいと存じます。6月22日最終日ですが、本会議が開催されました。

まず、庁舎建設特別委員会設置に関する動議および議会改革推進特別委員会設置に関する動議の2件が発議されまして、いずれも全員賛成により可決をされたところでございます。

次に委員会議案審査報告では、議案6件がすべて可決され、建設水道委員会で審議されました陳情1件につきましては、趣旨採択となったところでございます。

また、当日追加された議案審議の意見書1件につきましては、即日可決を見たところでございます。

【社会教育部長】 続きまして、社会教育部関係の一般質問に関しまして御報告させていただきます。恐れ入りますが、同じ報告資料1の5ページにお戻りをいただきたいと思います。このページから8ページまでが社会教育部関係の質問ならびに答弁を記載してございます。今回、社会教育部に関連します一般質問は5人の議員からございました。

まず木下議員でございしますが、5ページから6ページにかけて、今年度のプールの開場にあたって安全管理をどのように行うかとの質問がございました。教育長から、国の示した指針にもとづき、青梅市の安全対策基準を策定した。その中に、青梅市と受託業者の責務を規定した。さらに受託業者への事前説明会を開催し、安全対策基準や委託仕様書の見直し内容について説明を行い、安全管理の徹底について指示をした。また、学校プールにおいては、安全管理の徹底を各小・中学校長に通知するとともに、職員により排水口の安全点検を実施した。そのほか、普通救命講習や研修の実施、全校への指導補助員の派遣をしていく。なお、市民への周知は広報や教育委員会ホームページでお知らせする、と答弁をさせていただきました。

次に6ページでございしますが、山井議員からは出張所および各市民センターで期日前投票ができないかとの質問がございました。選挙管理委員会事務局長から、スペースやバリアフリーの問題もあり、すべての出張所および市民センターでの実施は困難であると答弁がなされました。

次に6ページから7ページにかけてですが、結城議員から、図書館設置におけるまちづくりの

影響について、記載してありますとおり、3項目にわたりまして質問がございました。市長から、青梅市総合長期計画では、河辺駅周辺は北口が商業・業務の機能、南口が医療・文化・交流の機能を中心とするまちづくりを目指すとしている。また、図書館条例については市民センター条例とあわせる必要があり、前倒しは困難である。南口の分館設置については、近くに河辺図書館を設置していることから必要性はないと認識している、との答弁がございました。

次に斉藤議員でございますが、大門市民センターを中心とした市民センターの整備計画と耐震対策について、記載のとおり3項目の質問がございました。教育長から、各年度の予算の中で、緊急性やバリアフリー対策を踏まえ施設整備を進めている。各市民センターの本館と体育館で耐震対策が必要な施設はそれぞれ7施設である。そのうち、本館は耐震診断が本年度で終了する。また、体育館は耐震診断が未実施の施設が4施設ある。いずれも順次、耐震診断、補強設計等を行う予定である。大門市民センターは開館以来3回の外壁塗装を行っており、外壁補修工事の必要性は認識している。今後、耐震補強工事とあわせ耐震工事を進める予定であるとの答弁をさせていただきます。

次に8ページになりますが、浜中議員から、多摩国体に向けての取り組みについて質問がございました。市長から、会場の正式決定を受け、会場となる御岳溪谷等の正規視察が予定されている。その後、ボランティアの募集や施設整備、リハーサル開催を行う予定である。種目はカヌー競技のうち、スラロームとワイルドウォーターである。庁内組織体制は、来年4月に国体担当を設置していきたい。国体に関する補助は都から示されている。青梅市は現在、具体的な積算はしていないという答弁がなされました。

以上が、社会教育部関連の一般質問の報告でございます。

次に9ページをご覧ください。6月18日に開催されました市議会全員協議会に提出されました市民センター改革につきまして御報告させていただきます。

本件は企画部からの報告でございましたが、関連して社会教育部にも質問がございましたので、その内容について御説明いたします。

内容でございますが、まず図書館担当の休暇対応について、次に分館となる図書館の名称について、これからの生涯学習のとらえ方について、その他の支援団体の具体例について、改革に関する市民の意見聴取の予定についてございまして、それぞれ記載してございますように答弁をさせていただきます。

以上で、全員協議会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 議会の質問を見ていると、時代を反映してでしょうか、特別支援の質問が大変多くございます。議員の皆さんがこの問題に対して意識を持っていただくというのは、大変いいことだと思います。私も、こういう子どもたちが特別支援教育を通して、将来立派にひとり立ちできるように、しっかりした支援教育をしていきたいなど、改めて思っているところであります。

以上です。

【委員長】 ほかの委員からはいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## 2 平成19年度青梅市立小中学校特別支援学級教科用図書採択要領について(指導室)

【委員長】 続きまして、報告事項2、平成19年度青梅市立小中学校特別支援学級教科用図書採択要領について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、報告資料の2をご覧ください。平成19年度青梅市立小中学校特別支援学級教科用図書採択要領について御説明申し上げます。

通常の学級の教科書につきましては4年に1度ということがございますけれども、昨年度まで心身障害学級、今年度からの特別支援学級につきましては、学校教育法の第107条に、毎年、教科書を検定教科書以外についても採択できるという条項がございますので、例年どおりでございますけれども、107条図書、いわゆる107条本の採択について、本年度もよろしくお願いいたします。

それでは、要領の説明をさせていただきます。大きな変更点はございませんが、一番大きく変わったのは、この表題です。昨年度までは「青梅市立小中学校心身障害学級」であったものが、「特別支援学級」と変わっております。

1番の目的、2番の採択の基本方針の2点について、特に変更はございません。

3番の採択の時期でございますけれども、昨年度より8月31日までの間に採択をするということになっておりまして、今年度も同様に8月31日までとなっております。

4番につきまして、この107条図書を採択するに当たりまして、教科用図書の検討委員会を設置する必要がございますので、その委員会についての項目でございます。(1)のこの検討委員会の設置時期でございますけれども、平成19年7月12日が第1回の検討委員会を予定している日でございます。この7月12日から8月31日までの間に設置するという予定でございます。

(2)の委員会の組織でございますけれども、昨年度と同様、アからエ、合計で14名の委員で構成させていただきたいと考えております。

(3)につきましては、教育委員会の委員への任命または委嘱。

(4)につきましては委員長の互選について。

(5)につきまして、この委員会の内容について書かれております。裏面をご覧ください。ア、イ、ウの3点がございます。特にこのアについてが、この検討委員会の一番重要なところでございます。読ませていただきます。「特別支援学級の使用する教科書に107条図書が必要であるか調査、検討し、その結果を教育委員会に報告すること。また、107条図書を必要とした場合、採択するのが適当と考えられる107条図書について調査、検討を行い、その結果を教育委員会に報告すること」、これが最も重要な内容と考えてございます。

以上が、平成19年度の青梅市立小中学校特別支援学級教科用図書採択要領についての説明で

ございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見ございますか。

【委員】 この107条本というのは「できる規定」ですよね。前年度やこれまでにについてはどの程度採択されましたか。

【指導室長】 手元に各学校における正確な冊数はございませんが、知的の学級、それから情緒障害の学級の違いはございますけれども、知的の学級におきましてはかなり107条図書を使用する割合が多くなってございます。

【委員長】 今年度から子どもたち一人一人に合った指導の仕方をしていこうということで、このような特別支援教育を進めていくわけですが、やはりその状況に合ったものを選んでいく、とても大事な仕事になるのではないかと考えておりますので、どうぞこの委員会の進め方、また内容についてよろしくお願ひしたいと思っております。

【指導室長】 今後の流れについて、追加をさせていただきます。

この107条図書についての採択でございますけれども、7月12日から7月25日までの間、この検討委員会で調査、検討を行いまして、7月26日に委員の皆様へ資料をお送りさせていただきます。そして、来月8月2日の定例教育委員会の前に、調査委員会の説明をさせていただくために協議会を持たせていただければと思います。そして、8月2日の定例教育委員会において採択をお願ひしたいと思っております。

【委員長】 委員の方、よろしゅうございますか。

【委員】 東京都の教科用図書選定審議会で、107条本の資料がつくられて、その資料が青梅市教育委員会に送られてきて、その中から選ぶということになりますか。

【指導室長】 基本的に、東京都から示されるものもございまして、それ以外のところで一人一人違う状況であったという形でもっての採択で、昨年も採択していただきました。

【委員】 では、両方という形ですね。

【委員長】 ただいま室長から、今後の私どもの必要とされる日程のお話をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

### **3 平成18年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について(教育指導担当主幹)**

【委員長】 続きまして報告事項3、平成18年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について、説明をお願ひいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料3にもとづきまして、平成18年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について御報告申し上げます。

この調査は、平成19年1月に東京都が主催をして実施された調査でございます。調査の対象は青梅市立の小学校第5学年全児童、青梅市立中学校第2学年の全生徒でございます。教科は、

小学校が国語、算数、社会、理科、問題解決能力等の4教科1領域、中学校は国語、数学、英語、社会、理科、それから問題解決能力等、以上でございます。

この調査結果でございますが、まず報告資料3をご覧くださいと思います。A4判の資料を先にご覧いただきたいと思います。左側が小学校、右側が中学校の結果について掲載してございます。

一番上の小学校、中学校それぞれのグラフをご覧くださいますと、75、70というところにそれぞれラインが引かれていますと存じます。この小学校でいえば75、中学校70、これ以上の数字であれば結果はおおむね良好であると、とらえられる基準でございます。

こちらをご覧くださいますと、まず教科につきましては、小学校の社会、中学校の社会、英語、問題解決能力、このあたりがおおむね満足の基準を超えているというふうにとらえることができます。また逆に課題としましては、教科については国語、算数、数学の力を高めていくことが今後の青梅市の一つの課題となっております。

その下の棒グラフの方をご覧くださいます。それぞれの教科の具体的な内容について、少し詳しく分析したグラフになってございます。関・意・態と書いてございますのが、その教科に対する関心・意欲・態度でございます。この部分につきましては、70あるいは75をすべて超えておりましておおむね良好と。全教科にわたってこのような傾向を見ることができます。

その一方で、次の点について青梅市では課題として残っております。まず、知識・理解につきましては、それぞれの教科につきまして、これから先、一層力を入れて指導にあたらないといけない課題であるととらえています。小学校につきましては、国語の書く能力、読む能力、算数の数学的な考え方、問題解決能力の中の意思決定能力、適用・応用力、この部分について高めていくことが本市の小学校における課題ととらえることができます。中学校におきましては、数学では数学的な考え方、ここに課題が見られます。また、中学校の問題解決能力等につきましては、意思決定能力、表現力、この部分についてさらに高めていくことが課題でございます。

このA4判をめくっていただきますと、A3判の資料が3枚ございます。今後、このデータをもとづく教育委員会としての指導、それから展開ですが、以下のように考えております。

まず7月3日の校長会、それから間もなく開催されます7月10日の副校長会、ここでこのようなデータをもとにして、市の大まかな分析について報告をし、各学校で授業改善を推進するよというところで指示を行います。また、各学校でこのデータをもとに、あるいは各学校に配付されたデータをもとに、さらに教科ごとに分析を進め、夏季休業中に授業改善推進プランを作成する予定でございます。このプランにつきましては、この調査の対象になった学年以外にも、小学校1年生から中学校3年生まで全学年、全教科にわたって作成するように考えております。9月初旬には、この授業改善プランを各学校から指導室に提出、10月上旬にはホームページへの掲載を予定しております。

また、青梅市学力向上推進委員会によりまして、具体的なデータの分析と具体的にその改善点をどのように授業に反映させていくかという授業のあり方についての提言、ここも青梅市学力向

上推進委員会で進めていく予定でございます。

それからもう一つ、これから先指導主事の学校訪問を行う際に、この授業改善プランにもとづき、あるいはこのデータの分析にもとづいた指導・助言を積極的に行っていく予定でございます。

以上で、平成 18 年度東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果についての報告を終わります。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 今、指導担当主幹の方から御説明いただきまして、大体の方向とこれからやるべきことはわかりましたが、今のデータを見ますと、青梅市の小・中学生の学力について課題が少なくないということを痛感させられる結果であったと思います。主幹も言うておりましたように、今後各学校においては、このテスト結果を早急に学校自体で分析・検討して、課題を明確にして、そしてその課題解決のための具体的な方策を出してもらおうということを言うておりましたけれども、方策を練って実践を積み重ねていっていただきたいと思います。この際、非常に大切なのは、校長のリーダーシップだと思います。ですからぜひ、校長がリーダーシップを発揮するように、指導室からも校長の指導をぜひお願いしたいと思います。

今度は教育委員会の立場としては、今後、学力向上に向けての取り組みを今以上に積極的に進めていかなければならないと考えています。青梅市の教育推進プランにもとづいて、19 年度の青梅市教育委員会の教育施策の概要というのが出ていますね。その中でも、学力向上に向けてのさまざまな施策が策定されている。これを着実に進めていくことが大切だと考えています。その際、いろいろ参考になることを、東京都の教育委員会の方からも授業力の向上に関する検討委員会等の報告書が出されていますから、そういうものもぜひ参考にさせていただきたいと思います。

一方、見方を変えまして、課題と同時に、都と比較してもすぐれた結果を出している部分もありますので、各学校においては、その点についても細かに分析して、何がそのような結果に結びついたのか、それを明らかにしてもらいたいと感じます。そして、教育委員会としても、そのようなすぐれた実践を、他校に広めなければなりませんので、その手だてを講じていきたいと思えます。その点についても指導室を中心に、ぜひ具体的な取り組みをお願いしたいと思えます。

私の意見になるわけですが、この学力テストが青梅市の子どもたちの学力の定着に大いに活用することができる、またそのための重要な資料であるということはもちろんそのとおりですが、ただこの結果というのは、平均点ですから、これだけに一喜一憂するということでもないのかなという、率直な感想を持っているわけです。たまたま今回の結果がそうであったという可能性も、これはゼロではありません。このような学力テストの何回かの積み重ねで、本当の課題が見えてくるのではないかと、明確になってくるのではないかと、思います。そういう意味で、青梅市独自の学力テストをする機会があるかと思いますが、そういうものもできるだけ多く持てればなと思っています。

この調査を私なりに見てみまして、2 点だけこれからよい方向に持っていけそうな部分について話してみたいと思います。

まず1点は、観点別の評価結果ですね。これを見ますと、小学校、中学校とも、どの教科においても、関心・意欲・態度の項目は都の平均と比べても、これは都の到達目標ではなくて平均点で出ていますけれども、差がないわけです。上回っている部分もあるということです。これは大変重要なことで、青梅の子どもたちの学習意欲は特に低くないということなので、この子どもたちの意欲を教員がどう引き出していけるにかかわってくる。それには何よりも授業改善だと思います。そして、授業改善を通して子どもたちの学力を今より伸ばしていく、その可能性は秘めているのではないかなと、こう考えています。学校現場の一層の奮闘を、教育委員としても期待したいと思います。

それから2点目ですが、これは直感的に見まして、小学校と中学校の今回の結果から、もしかしたら見方が違ったのかわかりませんが、中学校の方が都との平均の差を縮めているような気がします。率直な言葉でいえば小学校に比べて盛り返している。都と青梅の各教科ごとの平均、これを単純比較してみると、やはり小学校の方が差が大きいようです。中学校は半分ぐらい差を縮めている。ただ、この差そのものというのは、平均点が高いときの1点の差と、平均点が高いときの1点の差というのは、意味合いが全然違って来るわけです。ですから標準偏差という統計的手法を用いるのも一つの方法だと思います。都から来たデータでは、区市ごとに教科ごとの平均点が出ているから標準偏差は出せません。ですから、数学の得意な先生に標準偏差を出してもらって偏差値で比較すれば、一目瞭然にわかって来るわけです。本当に平均点しか出していませんね。生のデータを少し統計的に処理することにより、より現実的なものが見えて来るかもわかりません。

感想および、教育委員としての希望を述べましたけれども、ぜひよろしく願います。

【教育指導担当主幹】 まず、委員御指摘の校長のリーダーシップということにつきましては、教員一人一人がこのプランの作成にかかわるようということの説明いたしまして、その中で校長あるいは副校長が教員と直接やりとりをしながら赤を入れて修正し、より実態に合ったものにしていくというような、そういう手順をとりながらリーダーシップを発揮できるように助言していきたいと思っています。

それから、今、分析の仕方について幾つかアドバイスをいただきました。この分析の仕方についても、標準偏差の件を含めて検討してまいります。学校に生きるような資料づくりについて検討してまいりたいと思います。

【委員長】 ほかの委員からはいかがでしょうか。

【委員】 私は、買手屋委員のような専門的な分析はできませんけれども、経験から申し上げますと、読書好きの子はみんな国語ができると思います。私の経験でございます。特に小学校は、書く、読む力が若干都の平均より落ちておるようですが、やはり読書活動を推進して、読書が生活の一部になるような、そういうことをしていけば、おのずから国語の力は自然とつくような感じがします。ですから、各学校で一生懸命読書活動を推進されておりますけれども、学校はもちろん家庭の協力もいただいて、一層の読書活動の推進が必要ではないかと思います。

【委員長】 小野委員はいかがですか。

【委員】 感想的なものが多くなると思いますけれども、一つこれを見て私は若干安堵した面というのは、都と市というのは大きな傾向の差異はないということです。文科省が教育課題として挙げているような面と一致する面がある。ですから、青梅市が特にこの辺、努力を要するとか、課題として極めて注目しなければならないというようなところが見られなかったというのが、私の感想です。

ただ、その中で特に感じたのは、国語の書く力の弱さというのは若干あるなというようなことが見えてきます。それからもう一つ、先ほどもおっしゃいましたけれども、関心・意欲・態度の高さというのは、青梅市も非常にいいレベルにあるということと、その一方、見方や考え方、思考の能力が開発されていない。資質的に低いというのは、これでは見えません。むしろ経験からしまして、子どもたちにはそんなに大きな差異はないと思っていますので、やはり開発することだと思います。そういう意味では、授業改善に今取り組んでおられるわけですが、なお一層、授業の質を高め、一人一人の子どもの思考の活動を活発にさせるなどのような取り組みが必要かなと思いました。

【委員長】 私も感想になります。先ほどの御説明、それから委員の方々がおっしゃいましたように、この結果を見ると、やはり課題が見えてきて、私たちは目をさまさなければいけない部分というのはあると思います。学校訪問の際や、校長先生との話し合いのときにもよく出ますように、これからの公教育のあり方はどうなのかということは、青梅市ならずとも全国的に課題とされているところです。申し上げるまでもなく、各家庭が子どもの力をつけるために、子どもの意欲を引き出すためにも、学校以外の教育の場を求めている、そういうことがやはり高学年になってくるとあらわれます。ですから、私もこのテストの結果をどう見るかというのは非常に難しいと思っています。しかしながら、先ほど申し上げましたように、やはり授業力、先生方が子どもの力を引き出すという最も教育の根源であるところの部分を追求していただきたいというふうに思います。

それから、個人的な学習では得られないのが、公教育の場であると思います。ですから、そこでは人とのコミュニケーションを大事にするということにおいては、非常に青梅の学校教育の取り組みが、子どもたちの表現力の豊かさにあらわれているのかなと、一つうれしい感想も持ちました。

ですから、まず子どもの力を引き出す先生の目と力を養うようなことに、指導室の方でどうぞ御指導をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

#### 4 青梅市学校給食会役員の改選について(学校給食センター)

【委員長】 続きまして報告事項4、青梅市学校給食会役員の改選について、説明をお願いいた

します。

【学校給食センター所長】 報告資料4にもとづきまして、青梅市学校給食会役員の改選について御報告をさせていただきます。

本報告事項は、青梅市学校給食会運営要綱の規定にもとづきまして、青梅市学校給食会役員の方の改選をしようとするものであります。

改選内容でございますが、青梅市学校給食会運営要綱第17項の役員の改選規定にもとづきまして、学校長および副校長の職にある役員の方の辞任と、また児童・生徒の保護者を代表する方であります小学校・中学校PTA連合会役員の方の改選に伴うものでございます。具体的には、お手元に資料を1枚御配付させていただいております報告資料4でございますが、青梅市学校給食会理事・監事名簿の右側の就任日欄に平成19年7月6日と記載してございます8名の委員を新たに選任するものであります。

なお、青梅市学校給食会役員の改選にあたりましては、小学校・中学校校長会および小学校・中学校PTA連合会からの御推薦と御選出をいただいているところであります。

任期につきましては、平成19年7月6日から前任者の残任期間の平成20年8月31日までとあります。

以上で報告事項を終わらせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## 5 美術作品の寄贈について(美術館管理課)

【委員長】 続きまして、報告事項5、美術作品の寄贈について、説明をお願いいたします。

【社会教育部長】 報告資料5をご覧いただきたいと存じます。美術作品の寄贈につきまして御説明させていただきます。

今回の美術作品の寄贈につきましては、本年5月にお2人の方からお話がございまして、種々検討いたしましたところ、いずれの作品も青梅市美術館の作品収蔵方針に沿うものでございまして、館蔵品にふさわしいすぐれた内容の作品でありましたことから、寄贈を受けたものでございます。

寄付の内容でございますが、お1人目が 〇〇 さん。この方は作者ではございませんが、独立美術協会会員であります御主人の遺作2点を寄贈していただきました。なお、寄付理由、美術館評価は記載のとおりでございます。お2人目は、現代を代表する女流抽象画家でございます高尾みつさん。こちらは作者自身から、平成18年度に青梅市美術館で開催いたしました「高尾みつ展」の出品作のうち7点の寄贈をしていただきました。なお、寄付理由、美術館評価は記載のとおりでございます。

次に、もう一枚の資料でございます。寄付申出作品内訳をお目通しください。1の 〇〇 氏寄贈分でございますが、油彩が2点で、評価額は合計で120万でございます。2の高尾みつ氏寄

贈分でございますが、油彩が5点、シルクスクリーン、版画でございますが2点の計7点でございます。評価額は合計で950万円でございます。

次のページ以降に、寄贈作品のコピーがございますが、御参考にしていただければと思います。なお、ただいまからカラーのものを回覧いたしますので、こちらも御参考にしていただければと思います。

以上でございます。

【委員長】 では、少し時間をとりましょう。

美術館の充実につながる作品だということでございますけれども、追加の説明ございますか。よろしいでしょうか。

では、ただいま見せていただきました作品に対して、感想ならびに御意見等を承りたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## **6 青梅市民会館および青梅市総合体育館嘱託職員取扱要綱等の一部改正について(体育課、青梅市民センター)**

【委員長】 続きまして報告事項6、青梅市民会館および青梅市総合体育館嘱託職員取扱要綱等の一部改正について、説明をお願いいたします。

【体育課長】 それでは、報告資料6にもとづきまして、青梅市民会館および青梅市総合体育館嘱託職員取扱要綱の一部改正につきまして御説明申し上げます。

資料のとおり、本年4月から再任用職員が施設の管理業務に従事いたしましたことに伴いまして、施設の嘱託職員の賃金形態等を再任用職員にあわせるため、それぞれの要綱の一部を改正したものでございます。

改正の内容でございますが、1番の勤務時間、2番の嘱託職員の賃金形態および支給方法、これを4月から実施いたしました再任用職員と同様にしようとしたものでございます。

実施期日は平成19年4月1日からでございます。本来ならば、要綱の一部改正でございますので、教育委員会にお諮りしてからの実施とすべき案件でございますが、市長部局におきましても同様の改正の必要があったため、一括して実施いたしました関係で、報告事項とさせていただきます。御了承くださいますようお願いいたします。

以上で、報告とさせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問等ございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## **7 青梅市営水泳場における安全対策基準の制定について(体育課)**

【委員長】 続きまして報告事項7、青梅市営水泳場における安全対策基準の制定について、説明をお願いいたします。

【体育課長】 では、報告資料7をお目通しいただきたいと思います。中身が細かくなっておりますので、概略で御説明をさせていただきたいと思います。

この基準は、本年3月にプールの排水口に関する安全確保の不備による事故を初めとしたプール事故を防止するために、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本事項等について、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して、国の技術的助言として適切な管理・運営等を求める文部科学省および国土交通省からプールの安全指針が示されたところでございます。この指針を受けまして、青梅市水泳場における安全対策基準を策定したところでございます。

内容でございますが、施設および設備基準といたしまして、救命具、監視室、救護室等の整備内容、プール槽の排水口の取り付けなどにつきまして、また運営面では安全管理の徹底を図るため、管理体制の整備を教育委員会ならびに水泳場管理受託者に求め、特に施設設備の点検を開場前後および日常に行うこととし、報告書を提出し保管することなどを規定いたしました。そして、緊急時の対応マニュアルの判例などを示すなどして、利用者が安心して利用できる施設としてより一層安全確保を図ろうとするものでございます。

実施期日は、平成19年4月1日としております。

なお、本年度の市営水泳場の状況でございますが、すべてのプールにおきまして、指針で規定いたしました排水口の固定と吸い込み防止金具の設置は完了しておりますことを御報告させていただきます。

以上で報告といたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 別紙4に、青梅市営水泳場の利用者禁止事項等参考例というのがありますね。禁止事項の一つで「プールサイド以外へのタオル等の持込み」、これはどういうことですか。イメージがわからないのですが。

【体育課長】 表現があまりよくない部分もあるかもしれませんが。要は、「以外へ」という逆の表記のような気がしますが、天候によりましては、そのまま濡れておりますと風邪をひいたり、体温低下を防ぐため、プールにタオルの持込みはさせております。ですから、プールへのタオル持込みというふうに御理解していただいた方がよろしいかなと思います。プールの中にタオルを持って行ってはいけませんという規定で、表現がよくないので、また検討させていただきたいと思っております。

【委員】 プールサイドはOKということですね。

【体育課長】 プールサイドというか、プールの周りの持ち込みは認めているということです。基本的には全部に対して認めておりまして、あと帽子とか、サングラスとか、そういうのも現在は紫外線が強いということと、日焼けし過ぎの防止ということもありますので、上に羽織るものも認めております。

【委員】 やはりこういう注意事項は見てすぐにわかるようでないと。しばらく考えないとわか

らないというのはあまりよろしくないと思うのですが、これは参考例ですから、また実際に導入する時にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】 学校もそうでしたけれども、こういう要綱ができて、周知徹底を図って、それでしばらく稼働した後、日常化することが大事だと思いますので、始まる時にやったことを、途中でこかの時点で徹底する場面を入れてほしいと思ひます。

【体育課長】 基本的には、毎日職員がプールへ点検に行くという形を義務づけておりますので、必ず職員が毎日開場時には行くようにしています。ただ、今の御指摘の点も踏まえまして、途中でのチェックというか、確認事項というものは大変必要かと思ひますので、参考にさせていただきたいと思ひます。

なお、行政でこの業務を今やっているわけですが、特に水というのは危険と裏合わせというか、隣り合わせになっておりますので、その辺のところについては十分注意をして指導して管理徹底をしてまいりたいと考えております。

【委員長】 私からですが、これは毎回この季節、プールに関して思うことですけれども、大変細かいところまで安全が図られていると思ひます。安全で安心だということは大変に大事なことです。一方、プールに関しては、もう一つに楽しいところであってほしいなと思ひます。危険と隣り合わせだということから考えますと禁止することも必要であるけれども、楽しんでほしいと。やはり場の提供をしている側としては、そういうことも配慮していただきたいです。それは何かというと、人と人とのかわりといいますか、特に監視員の方は若い年齢の方が多くかと思ひます。そういう方に、事前の研修等につきましても、その旨、自分が職業として接することの勉強にもなりますので、一言添えていただければよろしいかと思ひます。いろいろな面で、参加して楽しいと思うような場づくりみたいなものになっていってほしいと、つけ加えさせていただきます。

【体育課長】 ただいま委員長から御指摘のあった点でございますが、過去に確かに監視員がうるさく笛を吹いたり、言葉遣いだとか、そういった面での苦情が大変多くございました。最近はその辺のところは契約時の仕様書の中で教育訓練を行うなどの徹底を図ることになっております。また、私どもの方でも受託者をお呼びいたしまして、指導の徹底を図るように指導したところでございます。完全には難しい面もございますが、若いアルバイトの監視員がメインでございます。そういう方たちをいかにプールの運営に従事させるか、できるかというのは、受託者ともども私たちの責務だと思っておりますので、それらの徹底を図ってまいりたいと考えております。

【委員長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

## 8 小曾木市民センターの臨時休館について(小曾木市民センター)

【委員長】 続きまして報告事項8、小曾木市民センターの臨時休館について、説明をお願いいたします。

【小曾木市民センター長】 それでは、お手元の報告資料8にもとづきまして、小曾木市民センターの臨時休館について御説明させていただきたいと思っております。

1番の理由でございますが、小曾木市民センターは昭和54年9月開設以来28年が経過してございまして、これに伴う受電設備、キュービクルの老朽化に伴いまして、この改修修繕によりましてその施設全体が停電になることから、市民センター、体育館および図書館を休館していきたいということでございます。

2の臨時休館の日程と修繕内容でございますが、(1)につきましては臨時休館日時でございます。平成19年9月9日(日)午前8時半から午後5時までということで、5時半以降の夜間の貸出、市民センターの会議室、和室および体育館等の貸出は行っていきたいというふうに考えております。

(2)の修繕内容でございますが、受電設備内の計器用変流器および計器用変圧器、この2台の修繕を行うということになります。この修繕を行った後、関東電気保安協会による立ち会い検査の完了後、通電という形になることとなっております。

3番の休館日の周知方法でございますが、9月1日号の広報おうめ、また9月号の市民センターだより、またこの教育委員会終了後、館内それぞれ、体育館、センターに掲示していきたいというふうに考えてございます。

4番の修繕先でございますが、記載のとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。

【委員長(阿部)】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 9 諸報告

### (1) 委員会等会議録

ア 社会教育委員会会議録(社会教育課)

イ 市民センター運営委員会会議録(長淵、小曾木、新町)

### (2) 事業等実施予定

ア 水泳場の開場について(体育課、梅郷、沢井)

イ 第48回市民体育大会について(体育課)

### (3) 事業等実施結果

ア 平成19年度学校基本調査結果について(総務課)

イ 第60回都民体育大会(春季大会)の結果について(体育課)

ウ 宝くじスポーツフェア「はつらつまママさんバレーボール Ome」の結果について(体育課)

【委員長】 続きまして報告事項9、これは諸報告ですが、あらかじめ各委員、事前に目を通しておりますので、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 社会教育委員会議の報告事項で、スローガン策定小委員会とありますが、これは家庭ルールのことですか。

【社会教育課長】 そのとおりでございます。

【委員】 現在、どういう状況ですか。何か案が出ているのでしょうか。

【社会教育課長】 ご質問の社会教育委員会議のスローガン策定小委員会の状況でございますが、6月までにそれぞれ各委員から、このスローガンにつきまして、大体10点前後お持ち寄りいただきまして、7月にそのスローガンについての分類をし、どういう切り口でまとめるかということ、これから検討してまいりたいと思います。いずれにいたしましても、9月をメドにまとめる予定で、現在進めております。

以上でございます。

【委員長】 ほかの委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

#### 10 その他(放課後子ども教室の実施状況について)

【委員長】 次に報告事項に、報告事項10、その他として、放課後子ども教室の実施状況について、を追加したいとのことでございますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 それでは、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 放課後子ども教室の実施状況でございますが、資料等は用意してございませんので、口頭での報告ということで御了承いただきたいと存じます。

この放課後子ども教室につきましては、第1回の定例会で運営委員会の設置要綱、それと第4回の臨時会で事業実施要綱をそれぞれ承認いただいたところでございます。

この第1回目の運営委員会でございますが、6月14日(木)午後7時から開催いたしまして、各委員に委嘱状の交付を行い、事業の概要説明を行いました。その後、事業の実施計画および事業のプログラムについて御承認をいただいたところでございます。それにもとづきまして、6月15日から6月28日までの期限ということで、募集チラシを霞台小学校の各クラスごとに配付をさせていただきました。

第1回目の放課後子ども教室でございますが、6月27日(水)午後3時から6時の間に行いまして、これにつきましては募集期間中のため、多くの方に知っていただくというような目的により、オープンスクールという格好で、申し込んでいない方にもぜひ中身を見ていただきたいということで、開放して実施いたしました。スタッフにつきましては、コーディネーター、学習アドバイザー、安全管理員、この合計4名のほかに、青少年委員の方が2名、あと地域のボランティアの方に御協力をいただきまして、その方たちが7名、合計11名と私ども事務局の18名で当日は対応させていただきました。

参加者でございますが、1年生から6年生まで合計53名の参加を見ております。当日の教室内では、学習ということで予習・復習等を行いましたし、教室の片方では工作ということで折り紙等を行いました。また、体育館ではキンボールという直径2メートル近くのボールによるゲームの指導、あるいは校庭ではドッチボールなども行っております。校舎の1階のピロティという吹き抜けの部分では、竹とんぼやブーメラン等の工作が行われ、大勢の児童が参加したというこ

とでございます。

第2回目でございますが、昨日7月4日に行われまして、天候が雨ということで、グラウンド以外の体育館と余裕教室の2カ所でそれぞれ実施してございます。きのうから、青梅総合高校の1年生の学生ボランティア11名に参加をいただいております、スタッフといたしましては、合計21名というかなり多いスタッフでございました。子どもの参加は63人ということで、前回より10名ほどふえてございます。

また、保護者に対しましては、7月2日(月)午後7時から、この放課後子ども教室の事業の説明会を開催いたしまして、28名の保護者の方に御出席をいただき、それぞれ質疑応答等、事業の内容等について詳細に説明させていただきました。

きょう現在、子どもの登録人数は86名の申し込みをいただいております、モデル事業ということで100人限定ということでございますので、まだ希望がございましたら受け付けるということで、霞台小学校の方には話をさせていただいております。

参加している子どもたちにもいろいろ聞き取りをしましたら、楽しくて時間がすぐたってしまうような、そういう印象と、昨日の高校生には、来週ももう一回顔を出してほしい、というような希望がかなり多くから出ていました。とても楽しく放課後の時間を過ごしているというような印象でございます。

以上で、報告とさせていただきます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

1点お聞きしますが、この1回目、2回目と実施されているのは、このとおりのプログラムでやっていきたいと思いますという形で行われているんですか。試行期間で、大変多岐にわたっていると思います。場所なり、内容なり、こういう形でこれからも継続して続けていかれるのでしょうか。細かいことで恐縮ですが、今後の予定について教えてください。

【社会教育課長】 夏休み前まであと2回ございます。それにつきましては、同様のプログラムということで、内容を大きくは動かさないで、体育館につきましてはキングボールと、ドッチビーというゲームがございます。ドッチビーは、ドッチボールのボールにかわりまして布製のフリスビーを使ってゲームをするもので、こういう新しいスポーツをあと2回ほどやらせていただきます。工作につきましても、ボランティアの方もそれぞれ得意なものをお持ちですから、その中ではブーメランをつくったり、あるいは昨日につきましては七夕の飾りをやってみたり、1カ月ずつぐらい同様なプログラムで今年度は行っていこうと考えております。

【委員長】 もう一つお聞きしたいのですが、そのとき、1年生から6年生までの子どもたちですが、子どもたち自身の意思で、各遊びの場といえますか学習の場に参加するという形式ですか。

【社会教育課長】 当初、例えば30分とか40分とか決めまして、勉強をやっている人は大体40分で次は体育館へ移動するというように考えておりましたが、それが自然に大体45分前後で、勉強した子どもたちは、飽きたのかどうか、次のところや体育館へ行きました。そうしますと、運動していた子どもたちがちょうど疲れる頃なのか、教室へ入ってきて工作をするなど、この辺

は非常にうまく回転をしまして、こちらで特に時間を区切るような事はしませんでした。そういう切り替わりができておりました。

それと、勉強しているのをよく見てみますと、上級生が下の子どもたちに横からいろいろやり方を教えておりました。これが非常に良い状況なものですから、あまり我々大人が口を出さないと見ていると、上級生が下級生を見てあげるといようなことが、工作の方でも見られますし、いろいろな面でそういった事が見られて、大変我々としても期待が持てるというか、そこまでは想定していなかった良い状況が生まれているということでした。

【委員長】 それでは、御説明いただきましたので、報告として承ったということにさせていただきます。

それでは、報告事項は以上で終了いたします。

#### 日程第4 協議事項

##### 1 青梅市学校規模適正化検討委員会設置要綱の制定について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。

青梅市学校規模適正化検討委員会設置要綱の制定について、説明を願います。

【総務課長】 それでは、協議資料1をご覧くださいと思います。初めに、大変申しわけございませんが、訂正をさせていただきたいと思います。4委員長および副委員長の職務とあるところの(1)、(2)の条文を削除していただきまして、(3)を(1)に、(4)を(2)に読み替えてお聞き取りいただきたいと思います。

それでは、協議資料1、青梅市学校規模適正化委員会設置要綱(案)について御説明申し上げます。

青梅市立小学校、中学校の適正な学校規模の確保について検討を行うために、青梅市学校規模適正化検討委員会を設置することといたしております。

この委員会の所掌事項でございますけれども、青梅市における学校の適正な規模に関する事、大規模、小規模校の解消の方策に関する事、その他学校規模の適正化に必要な事項に関する事、について検討をしていこうということでございます。

組織につきましては、委員長を学校教育部長、副委員長は委員長が委員の中から指名するもの、委員につきましては学校教育部長を含めて小学校校長会から3名、中学校校長会から3名、総務課長、施設課長、指導室長、教育指導担当主幹、学務係長、施設係長、指導係長の14名で構成をするものでございます。

なお、委員長が必要と認める者を臨時の委員として委員会に出席させることができるようなことを取り決めた要綱となっております。

先ほど訂正をいただきましたけれども、4の委員長および副委員長の職務でございますが、委員長は委員会を代表し会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

5会議につきましては、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となるということでございます。

報告につきましては、必要に応じて委員会の検討経過および結果を教育長に報告する。

裏面でございます。委員会の庶務につきましては、教育委員会の総務担当課において処理をすることとします。

実施期日でございますが、この要綱につきましては、19年7月、協議事項でお認めいただきました日から、実施するものとさせていただきます。

特に、議会報告の中にもございましたけれども、新町地区の大規模マンション等のお話もございましたので、検討委員会の中で大規模校の解消の方策等を検討していくということにさせていただきたいと思っております。

以上よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 学校を設置する教育委員会としては、規模もそうですけれども、恐らくこの所掌の中に含まれていると思っておりますが、適正な配置というようなものも含まれていると考えてよろしゅうございますか。

というのは、規模の検討というよりむしろ学校の設置自体の検討なのかなというふうに思いますが、それとはまた意味合いが違うんでしょうか。

【総務課長】 学校規模、適正配置という問題も当然あるかとは思いますが、この要綱につきましては、あくまでも適正な規模についてでございます。適正配置となりますと、今度は新設校とか何とかという問題も出てまいりますけれども、まず適正な規模にするにはどういうことが必要かということで、解消の方策を検討する中では、その結果として配置の考え方も当然出てくるかとは思いますが、現在のところ、この要綱の中では、あくまでも規模の適正化について検討してまいりたいということです。

【委員】 この設置要綱は、こういう検討すべき事態が生じたときに初めて設置するものですか。それとも、これから恒常的に設置されているものですか。

【総務課長】 以前、要領で検討してきたことがございますけれども、今回、設置要綱として改めて決定をさせていただきまして、これは一つの終期を定めておりませんので、今後そういういろいろな事態が生じたときに、そのつど要綱によって検討ができるように継続的に設置していくという考え方です。

【委員】 もう一つお聞きします。単純に考えても学校の規模というのはさまざまで、検討が必要なことだとは思いますが、青梅市の特殊性というか地域性を考えた場合には、もう明らかに地理的な条件とかそういうものがあって、規模というものが制約される面もあるのではないかと思います。それを見越した上でやはり規模を検討されるのでしょうか。あるいは抜本的にスクールバスを設けなきゃならないような規模というのを考えたら、そういうところまで考えが発展的になるのではないのでしょうか。単純に、本当に学校というのはどういう大きさがいいの

とか、規模適正について検討をなさるのでしょうか。

【総務課長】 委員御指摘のとおりですけれども、あくまでも今回の学校規模適正化の主眼というのは、新町地区を想定して、まずスタートさせようということを考えておきまして、そのほかにも例えば小規模校の問題とかありますけれども、そういう部分も今後検討していけるような幅広い所掌事項として定めております。

御指摘のとおり、地理的な要因とか、例えば小曾木・成木地区とか、あるいは新町地区とか、それぞれ事情が変わってまいりますので、適正な規模は大体どういうものかということを確認しながら、その地区の特殊事情等も考慮しながら、すべてを適正規模にあてはめていくということよりも、その部分でその地区にはどういう形で対応していくのがふさわしいのか、そういう方策も含めて検討していきたいということでございます。

【委員】 私の理解では、確かに学校規模の適正化ということになると、例えば統廃合とか、新設とか、学校の配置の問題などが出てくる。その場合には、委員として例えば学識経験者とか、地元の人とか、場合によれば議員が何名か議会の代表として入ってくるなど、大変規模の大きいものになります。これは例えばいろいろな区市で適正化委員会をつくっているような大きいものではなくて、例えばある学校、具体的に今、新町小学校の話が出ましたけれども、そこが非常に学級数が多いので、新しくつくるかそういうことではなくて、学区をどうするかぐらいのところで部内で校長なども含めて検討していきましょと。このような小規模の、ある部分をどう解決していくかという委員会だと認識してよろしいですか。

【総務課長】 そのとおりでございます。

【委員長】 では、狭義に解釈してということによろしいわけですね。広義だと、青梅市の方向とかいろいろなものが絡んできて難しくなります。市長部局等々の問題や連携もまた出てくるでしょうし、今回の要綱の場合は狭義に解釈していくということです。

では、そういうようなことを踏まえまして、お諮りいたします。

青梅市学校規模適正化検討委員会設置要綱の制定について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市学校規模適正化検討委員会設置要綱の制定については承認されました。

## 2 青梅市立学校施設耐震改修検討委員会設置要綱の制定について(施設課)

【委員長】 続きまして協議事項2を議題といたします。

青梅市立学校施設耐震改修検討委員会設置要綱の制定について、説明を願います。

【施設課長】 それでは、協議資料2をご覧いただきたいと存じます。

初めに、要綱の内容を御説明する前に、小・中学校の耐震化の状況について御説明いたします。小・中学校の耐震化につきましては、昨年9月の補正予算で17校分の耐震診断の経費を計上し、

18年度中に小・中全校の耐震診断が終了いたしました。今後、耐震補強工事が必要な学校は、改築を予定している第二小学校と、今年度耐震補強工事を予定している第七小学校を除いて19校でございます。

それでは、要綱の方をご覧いただきたいと思います。要綱の第1項ならびに第2項でございますが、今後、これらの学校の耐震改修をするにあたり、必要な事項を検討するため、本検討委員会を設置するものであります。本検討委員会は、この10数校の耐震設計およびその後に実施する耐震補強工事の順位等を判断するための指針の作成や、施工方法等の検討、施工順位の調整等を所掌事項といたします。

第3項の組織でございますが、学校教育部長を委員長とし、建設部長を副委員長として、9名で構成されます。

第6項では、教育長に対し必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告するというようになっております。

裏のページをご覧いただきたいと思います。

10項のところでございますが、実施期日につきましては、平成19年度の耐震設計を早期に発注する必要性があり、実施する学校の選定が急務であったために、既に第1回の検討委員会を6月18日に開催させていただきました。その関係から、恐縮でございますが、実施期日につきましては6月15日とさせていただきたいと考えております。

よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 協議事項2も、協議事項1の規模適正化検討委員会と同じような考え方でよろしいですか。特定の学校に対して検討していくと。

【施設課長】 今後、先ほど申し上げましたように、19校、まだ耐震化が終わっていない学校がございますので、その学校に限定して、その順位等について検討していくと、そういうことでございます。

【委員】 耐震改修促進法というのがあって、たしか昭和56年5月31日以前に建てたものは、基本的に改修の対象になっているというお話を伺っております。やはり公共物も大体そういうことですか。民間の建物は昭和56年5月31日以前に建てたものは改修の対象だということで、平成27年までには90%の耐震化率までにもっていくという数値目標を掲げているようですけども。平成20年から地方自治体も約50%のところは民間に対しても補助金を出したりして促進するという話を聞いております。青梅はどうでしょうか。

【学校教育部長】 委員がおっしゃるように、国で促進法が確立されてございます。その中には民間の建物に対する耐震化についての計画も含まれてございます。そういったことを踏まえて青梅市も今、防災安全課が担当してございますけれども、まずは公共施設を対応していこうというような考え方で、私ども教育委員会としては学校施設の耐震化について、今の要綱を設置しながらやっていきますが、市の耐震化計画の中に私どもの案も取り組んでいくと、そういうようなこ

とを考えてございます。

民間の関係については、知っている範囲では、まず公共施設をやりながら今後検討していくような形が、青梅市の考え方でございますが、委員のおっしゃるような内容が、促進の中に含まれていることは、私どもも認識しているところです。

【委員】 国土交通省によると、市町村の補助金と税制面の両面から促進化を図ろうという計画のようですね。27年までに90%にもっていきたいという方針のようです。

【学校教育部長】 当時、耐震化率がおくれている中で、今委員がおっしゃられた、例えば税制面で優遇することによって耐震化率を促進しようと、そんなことを一つの施策として取り組んでいると聞き及んでございます。今後、青梅市としては、民間の対応については施策を打ち出してくると思いますが、現時点では私どもはその具体的内容については把握してございません。いずれにいたしましても、青梅市の施策の中で、そのうちの一つとして学校施設の耐震化について、この要綱を進めながら、実施なりまた順位づけをしていこうというように考えております。

【委員長】 ほかの委員はいかがでしょうか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。

青梅市立学校施設耐震改修検討委員会設置要綱の制定について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校施設耐震改修検討委員会設置要綱の制定については承認されました。

### 3 図書館の休館について(中央図書館管理課)

【委員長】 続きまして協議事項3を議題といたします。

図書館の休館について、説明をお願いします。

【中央図書館管理課長】 図書館の休館についてということでございますが、市図書館全館にかかりますので、中央図書館から代表して説明いたします。

この休館につきましては、青梅市図書館条例第4条の規定によりまして、中央図書館開館のための作業に伴い、臨時に休館をさせていただくものでございます。

休館する期間および図書館につきましては、まず1としまして、平成19年11月21日(火)から平成20年2月29日(金)までの95日間については中央図書館を休館いたします。休館としましては、27日の前日が通常の休館日の月曜日ですので、11月26日からの休館というふうになります。

次に2としまして、平成19年12月12日(金)から12月19日(水)までの8日間につきましては、(1)の長淵図書館から(10)の今井図書館までの10館を休館いたします。したがって、この間は市図書館全館が休館というふうになります。市民の皆さんには大変御不便をかけますけれども、何とぞ御理解いただきたいと存じます。

3の休館理由としましては、(仮称)青梅市新中央図書館開館のための作業および図書館システムサーバ移設のためということでございます。

恐縮ですが、資料を1枚おめくりいただきたいと存じます。横長の一覧表で、枠内に休館期間(案)と記載された資料です。休館期間および開館に伴います関連事項を一覧にしております。

まず区分の欄の3行目(新)中央図書館と書かれた行をご覧くださいと思います。現在、河辺駅前の新中央図書館の工事が進められております。この整備状況につきましては、今年の1月11日の教育委員会で御報告をさせていただいたところですが、11月には最終的な家具等の工事が終了する予定です。その後、検査を受けまして、備品や資料を搬入いたしまして、データ入力(エンコード)、蔵書点検などを行いまして、3月1日のオープンに備えます。

そういった日程の中で、最初の区分の一番上にごございます図書館システムにつきまして、まず家具工事が終了する11月下旬から移設場所、位置などの確認のための事務作業を行いまして、12月12日に全システムを停止いたします。そうしまして、現中央図書館から新中央図書館にサーバ等の機器をこの間に移設いたします。そして、20日には地域図書館等が稼働できるようにいたしまして、2月下旬までに各種の機器の調整を終了するということとなります。

次に、区分の欄の2行目、(現)中央図書館～青梅図書館と書かれた行ですが、点線の矢印の中に休館と記載されております。この期間が、先ほど御説明いたしました中央図書館の休館期間でございます。25日まで通常に運用しまして、26日の休館を挟みまして27日から2月29日まで休館いたしまして、先ほど御説明しましたその下の欄にごございます(新)中央図書館の開館のための準備作業を行います。期間が終了します2月の欄のところに、曲がった下向きの矢印がありますけれども、中央図書館の機能を河辺駅前の新館に移しまして、新たな中央図書館が河辺駅前にオープンいたします。

同時に、この3月の欄に点線の矢印で青梅図書館準備とありますけれども、現中央図書館が青梅図書館という名の分館としての改修を3月中に行いまして、4月1日から青梅図書館としてオープンいたします。

さらに4項目の各地域図書館ですが、11月25日までは通常に運営しまして、26日の中央図書館の休館後から12月11日までは地域図書館だけで稼働しまして、12日から19日までについては機器移設のため各地域図書館も休館いたします。したがいまして、この間8日間、先ほどお話ししましたように全館が休館となります。その後、12月20日からは地域館だけで稼働しまして、3月からは青梅館を除き新中央図書館とともに運営いたします。そして、4月からは分館という位置づけになりまして、一元化された組織として運営を始めまして、市内全般が4月にそろってオープンということでございます。

こういった中で、開館に向けました予定の中で、先ほど申し上げました期間につきまして、中央図書館および各地域図書館を休館させていただきたいというふうに考えております。

よろしく御協議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。それではお諮りいたします。

図書館の休館について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、図書館の休館については承認されました。

#### 4 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について(体育課)

【委員長】 続きまして協議事項4を議題といたします。

青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について、説明をお願いします。

【体育課長】 協議資料4をお目通しいただきたいと思います。青梅市スポーツ振興基金の援助に関する諮問についてということで、青梅市スポーツ振興審議会条例第2条の規定にもとづきまして、青梅市スポーツ振興審議会の意見を求めるものでございます。

諮問事項でございますが、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助、同じく表彰についてでございます。概略を説明させていただきたいと思います。

平成19年度スポーツ振興基金援助事業候補一覧として、現在申請があったものを明記してございます。

1の普及推進事業でございますが、市内の団体が市民を対象とした普及を目的とする講習会等を開催するときに、援助をしようとするものでございますが、青梅市スケート連盟主催のスケート教室以下7件7事業7団体で26万7,400円の申請がございました。

2ページ、2の大会運営事業でございますが、市内の団体が市内全域以上を対象とする大会を主催等するときに援助しようとするものでございまして、青梅リトルリーグ主催の2007年度西東京親善大会以下5事業5団体で8万7,050円の申請額でございます。

3のその他事業でございますが、その他援助が必要と認めたときに援助しようとするという決まりがございまして、この項目におきましては青梅市体育協会申請のスポーツ育成強化事業、事業内容で28団体、現在体育協会に加盟されておりまして、1団体3万2,000円を援助するというので89万6,000円。下のオリンピック強化指定選手育成事業、高安映理さんは新体操で、安藤太郎さんと竹下百合子さんにつきましてはカヌー競技で、それぞれオリンピック強化指定選手として2007年度JOCに登録されておりまして、この援助につきましては平成12年度からこの項目で援助を実施しております。合計で2事業1団体3人、119万6,000円の内容の申請額になっております。

また右側の、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰候補でございます。1番のスポーツ功労賞の候補は今回ございませんでした。申請がありませんでした。

2番目の青梅市スポーツ賞候補でございます。予選等を通過いたしまして、上位の大会で一定以上の成果を得た方を表彰しようとするものでございまして、下畑美知子さん以下22人。4ページの(2)団体でございますが、青梅市信用金庫ソフトテニス部以下12団体83人でございます。

続きまして、7ページの3青梅市スポーツ奨励賞候補、個人、その後に団体がございますが、

市内の小・中学校の児童および生徒が青梅市以上の上位の大会において基準以上の成果を得た方を表彰しようとするものです。個人は、小島美貴さん以下 35 人、団体はビーチボールのブルーウェーブ以下 6 団体 34 人でございます。

表彰におきましては、本年度の体育の日に表彰を予定しております。

よろしく御審議賜りまして、御決定いただきますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

トップアスリートからこれから力をつけていく方というようなところまで、大変多くの方たちが載っておられます。全国ジュニアゲートボール大会に男子が出場しているということ、すごいことだなと思いました。

体育の日に表彰するというので、スポーツマン、スポーツウーマンの励みになりますように願っております。

よろしいですか。それではお諮りいたします。

青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問については承認されました。

協議事項は以上です。

## 日程第5 議案審議

### 議案第6号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議に移ります。

議案第6号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、御説明をお願いします。

【給食センター所長】 議案第6号の資料にもとづきまして、青梅市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、議案の説明をさせていただきます。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条第3項第2号および同条同項第4号の運営審議会の規則にもとづき、新たに青梅市立学校給食センター運営審議会委員の方を委嘱しようとするものであります。

改正の内容でございますが、青梅市立学校給食センター条例の規定にもとづきます学校長の職にありませぬ委員の方の辞任および児童・生徒の保護者を代表する小学校・中学校PTA連合会役員の改選に伴う辞任でございまして、議案第6号の表中の6名の方に、青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものであります。

なお、青梅市学校給食センター運営審議会委員の推薦につきましては、小学校・中学校校長会および小学校・中学校PTA連合会の推薦と選出をいただいているところでございます。

任期につきましては、平成 19 年 7 月 6 日から前任者の残任期間であります平成 19 年 8 月 31 日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

議案第 6 号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱については原案どおり可決されました。

【委員長】 続きまして、先ほど、本日の日程に追加されました議案の審議に移ります。

本議案については人事案件となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項および同条第 7 項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係者以外の職員の退席を求めます。

( ~非公開~ )

【委員長】 それでは、今後の日程について、総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について御説明申し上げます。

7 月中にいくつか行事が予定されておりますのでお知らせいたします。7 月 9 日(月)、7 月 13 日(金)に学校訪問を予定しております。翌週 7 月 20 日(金)には陸上競技大会が予定しております。本日の会議の前に教育振興担当よりご案内があったかと思いますが、ご都合がございましたらご出席をお願いします。また、すでにご案内しておりますが、7 月 26 日(木)に東京都教育長会の研修会が東京自治会館で予定されております。

教育委員会の予定ですが、次回は 8 月 2 日(木)に定例会を予定しております。次々回につきましては、8 月 23 日(木)に予定しております。なお、本日の会議の中で報告事項 2、平成 19 年度青梅市立小中学校特別支援学級教科用図書採択要領について、中でもふれさせていたいただきましたが、8 月 2 日(木)の午前中に教育委員会協議会を予定させていただきたいと思いません。詳細な時間等のご案内につきましては、開催通知をお送りさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。今後の日程については以上です。

**日程第6 委員長閉議および閉会**

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後4時10分閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員